

議会議案第13号

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例の
制定について

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年3月22日提出

提出者	鎌倉市議会議員	池田実
賛成者	同上	納所輝次
同	同上	飯野眞毅
同	同上	石川敦子
同	同上	高野洋一
同	同上	安川健人
同	同上	山田直人
同	同上	前川綾子
同	同上	吉岡和江
同	同上	石川寿美

(提案理由)

常任委員会の名称を変更し、その所管事項を見直すとともに、鎌倉市
事務分掌条例の一部改正に伴う必要な整備をしようとするものである。

鎌倉市議会委員会条例の一部を改正する条例

鎌倉市議会委員会条例（昭和27年9月条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「文教常任委員会」を「教育こどもみらい常任委員会」に改める。

第4条第2号中「文教常任委員会」を「教育こどもみらい常任委員会」に改め、「教育委員会」の次に「及びこどもみらい部」を加え、同条第3号中「市民経済部、こどもみらい部」を「市民活動部」に改め、同条第4号中「まちづくり政策部、景観部」を「まちづくり景観部」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日の前日においてそれぞれの常任委員会の委員長、副委員長又は委員であった者は、施行日に改正後の第4条に規定する事項を所管するそれぞれの常任委員会（以下「新常任委員会」という。）の委員長、副委員長又は委員に選任されたものとみなす。
- 3 施行日の前日においてそれぞれの常任委員会に付託されていた事件は、新常任委員会に付託されたものとみなす。